

平成 23 年度第 5 回松阪市環境基本計画策定委員会

日時 平成 23 年 8 月 26 日(金) 9 時 30 分～12 時 30 分

場所 松阪市役所 第二分館 2 階教育委員会室

概要

1. 前回の検討結果について
2. 松阪市環境基本計画 第 5 章(後半部分)の検討
3. その他

出席者 9 名

委員会委員 7 名

西孝(委員長)、大泉千花、中村陽子、中山翼、村林守、山際京子、横井美登

事務局 2 名

山口環境推進担当主幹兼係長、環境推進係(垣本)



内容

前回の検討結果について

※事務局より、前回の検討結果を受けて修正した「環境基本計画第4章」の報告を行い、以下の点において修正の指摘を受けたが、その他については承諾を得た。

●第4章「環境目標」

- (1)川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率の目標値が『91%以上』となっている理由を明記したが、もっとわかりやすい目標として、適合率を達成している地点数を表にする。(例:91%達成→○/△、未達成→×/△のように、素人にもわかりやすい表示を追加する。)
- (2)1人1日あたりのエネルギー消費量・二酸化炭素排出量の目標値『基準年度値より増やさない』に、全て変更する。(P3、8、10)
- (3)環境パートナーシップ会議の会員数を、個人と団体それぞれ示す。(P12)
- (4)P13「～取り組みを具体的に例示していきます。」とする。
- (5)その他、誤字・脱字を修正する。

松阪市環境基本計画 第5章(後半部分)の検討

●施策テーマ:歴史文化遺産の保護と活用

- 委員長 : P21 基本目標が「都市景観・都市空間」としているが、施策テーマが農村部や漁村部も含めた景観全般に渡っているのに対し、この標記はどのようなのか？施策内容の「櫛田川の中上流域～」の文章で、「又は」は「及び」だと思うが？
- 委員 : P21・P23 の棚田に関する施策が都市計画課の担当になっているが、棚田などは農業からのアプローチをするべきなので、都市計画課だけでは弱いと思う。
- 事務局 : 担当部局に確認する。
- 委員 : 飯南は棚田を「だんだん田」と呼び、実際に農業を営んでいる。
- 委員長 : 施策テーマに「保護」とあるが、一般的には「保全・保持」ではないのか？統一する方向で検討してほしい。
- 委員 : 「固有の風土を表す文化的景観」とは、どこの何を指しているのか？
- 事務局 : 担当部局に確認する。
- 委員 : それぞれ、具体的な場所やものを示したほうがわかりやすい。
- 委員 : この一文は「～土地利用形態、又は固有の風土～」が、その前の「棚田」に係るような文章なのでは？そうだとしたら、非常にわかりにくい。
- 委員長 : 事務局は確認するように。

委員 : P21 下の写真の存在意味は？
事務局 : これらの写真は上記文章に出ている場所である。
委員 : このページに載っている場所等は、どうやって選出したのか？他の地域の史跡なども載せるべきではないのか？
事務局 : 担当部局と検討する。
委員 : P22 で、名勝、天然記念物等に関する取り組みが入っていない。
委員長 : 市民・市民団体の活動に追加してもらう。
委員 : 天然記念物は市内にたくさんあるが、ここに例示してある基準は何か？
事務局 : 松阪市には 22 以上の天然記念物があるので、全て記載するのは難しい。
委員長 : 敢えて例示しない方法もある。
委員 : 知名度の高い順なのでは？
委員 : 各地域の知名度の高い場所を挙げていけばいいのでは？他の地域との差がでないように配慮すべき。
委員長 : 例えばということで挙げていけば良いのでは？
事務局 : 担当課によると、ここには国の天然記念物を掲載したとのこと。地域的なバランスも配慮すべきだと思うので、担当部局と検討する。
委員 : 「など」と「等」を統一すべき。
委員長 : 全て「など」に統一する。

●施策テーマ：個性豊かな美しい景観づくりの推進

委員長 : P23 ここは全て都市計画課の施策だが、農林水産関係の施策も入るのでは？
委員 : 「規制・誘導」という言葉が引っかかるのだが、これは普通の言葉なのか？
委員 : これは行政言葉であるので、もう少しやさしい言葉に工夫したほうがいい。強制はしないが、自発的に行動してもらえるような言葉がいいと思う。市民と共有していこうというスタンスで作っているので、行政側が良くても、市民が見てピンとこない言葉を使っては意味が無い。
委員長 : 表現を工夫してほしい。
事務局 : P23 下方の「良好な景観地区」も専門用語であるので、「景観のいい地区」という意味になるよう、この辺りも含めて担当部局と検討していく。
委員長 : P24 市民の取り組み「歴史文化施設～」は削除する。

- 委員 : P22 と P24 の取り組みが重複している。
- 委員長 : P23 にある自然景観や農村景観に関する取り組みが無いので、その辺を尊重した取り組みを例示してほしい。
- 委員 : 施策テーマ(1)と(2)の違いは何か？
- 委員長 : (1)は歴史文化遺産に関して、(2)はもっと広い意味での景観づくり。
- 委員 : (1)と(2)の目標の差は点と面。(1)は文化遺産を守り、(2)はその文化遺産を壊さないようなまち並みにする取り組み。
- 委員長 : P24 市民・市民団体・事業者の最初の取り組みは削除する。その他に、まち並み保全や景観作りの取り組みを追加する。
- 委員 : 近い将来の短期的な取り組みが無く、わかりにくい。
- 委員 : 「市民の共有財産」だと他人事のように聞こえるので、市民一人ひとりへの呼びかけがほしい。
- 委員長 : 美しい景観を守るために協力する、というような趣旨の取り組みを、事務局は考えてほしい。

●施策テーマ:公園・緑地の整備

- 委員 : P25 の宝塚古墳公園の写真は、果たしてここにふさわしいのか？
- 委員 : 中部台のような公園の写真が望ましい。
- 委員長 : 市民の取り組みで、「植垣や花ポット～」を「生垣、庭木、花壇～」に変更。「公園整備に～」は「公園・緑地の整備及び維持管理に～」に変更。市民団体の「公園等の～」も「公園・緑地の整備及び維持管理に～」に変更。
- 委員 : 災害避難場所としての公園の扱いは？
- 委員 : 公園によっては避難場所にならないものもあるので、ここで一括してしまうのはどうか。
- 委員長 : では、このままで。

●施策テーマ:公共空間におけるバリアフリー化の推進

- 委員長 : P27 の「市民で構成する『松阪市民バリアフリー推進チーム』と～」の記述を、P28 の市民団体の取り組みに入れるべき。事業者の取り組みで、「建物」だけでなく駐車場などその周辺も入るような記述にしてほしい。

- 委員 : P28 の取り組みは歩行者だけを対象にしているが、バリアフリーの概念から言うと、もっと他の弱者に対する取り組みがあるのではないか？
- 委員長 : バリアフリーに関係ない市民の取り組みの「自転車や～」は削除する。
- 委員 : 市民の取り組みに、『心のバリアフリー』に関するものを福祉課と検討して追加してほしい。また、テーマの「公共空間に～」を『誰にでもやさしいバリアフリー』、『ユニバーサルな空間』というようなニュアンスを持ったタイトルになるよう検討してほしい。

●施策テーマ:ごみの減量化と再利用の促進

- 委員 : 市民の取り組みに対する行政の働きかけ、市側の姿勢を P29 で示す必要がある。また、P30 の取り組みに、資源ごみの回収といった地域団体の取り組みが抜けている。
- 委員長 : 市民の取り組みに、『資源物回収などによるリサイクルに協力する。』を追加する。「買い物袋やマイバスケッ」は「マイバッグ」に変更。
- 事務局 : P29 の「再利用」「再使用」「再資源化」の使い分けについて、担当部局と確認する。

●施策テーマ:環境産業の育成

- 事務局 : P32 市民・市民団体の「取り組みます」は「協力します」に変更。
- 委員長 : 「環境産業」とは何か？
- 事務局 : 環境に関係する産業のこと。
- 委員 : 現在既存する企業が環境を良くするような取り組みがあってもいいと思う。

●施策テーマ:ごみの適正処理

- 事務局 : P34 市民の取り組み上 4 つを削除する。
- 委員長 : 市民団体も上 3 つを削除する。
- 委員 : 市民団体に、『自治会に関する取り組み』が抜けているので追加する。
- 委員長 : 事業者は、下から 2 つ目を残し削除し、『産業廃棄物の適正処理の取り組み』、『法の遵守』に関する取り組みを追加する。「環境美化活動に参加します。」を市民の取り組みに追加する。
- 委員 : 事業者にも「環境美化活動の実施に努めます。」を追加する。

●施策テーマ:省エネルギー・新エネルギーの推進

- 委員長 : P36 事業者の取り組み「クールビズ、～」は地球温暖化防止活動になるので、ここは削除する。
- 委員 : 「松阪市地域新エネルギービジョン」とは何か？
- 事務局 : 松阪市で活用できるエネルギー資源として、太陽光、風力、バイオマスなどについて紹介している。

●施策テーマ:地球温暖化の防止

- 委員 : P38 市民の取り組みに「自転車及び公共交通機関の利用に努める。」を追加すべき。
- 委員 : P36 と P38 の取り組みが重複しているので、それぞれのテーマに沿って分けるべきである。
- 委員長 : 省エネルギー・新エネルギーに関する取り組みと、地球温暖化防止に関する取り組みを、事務局はもう一度整理すること。

●施策テーマ:パートナーシップの仕組みづくり

- 委員長 : P39 目標「～積極的に提供する～」に修正。
- 事務局 : P40 市民団体の取り組み上 3 つは、P42 の方がふさわしいので削除する。
- 委員 : 市民の取り組み「環境にやさしい行動指針を～」は市民団体の方へ移動させる。
- 委員 : パートナーシップ会議はどこが主体なのか？
- 委員長 : 事務局は市役所内にあるが、市民・市民団体・事業者とも同等の立場であることから、全員が主体的立場になる。
- 委員 : ならば、市民の取り組みにも「主体的」という言葉が必要では？そういう意味合いがわかるものはどこにあるのか？
- 委員 : 次の第 6 章に記述してある。

●施策テーマ:環境教育・環境学習の推進

- 委員長 : P42 市民の取り組み「環境にやさしい行動指針を～」は削除する。
- 委員 : 企業が学校へ来て環境学習会を開いたりしているので、事業者の取り組みに「事業所内外における環境学習会の実施」について追加する。

その他

- 事務局 : 次回は第 6 章、第 7 章の検討をお願いします。今回の第 4 章、第 5 章の修正は次回までに送付する。
- 委員長 : 次回以降のスケジュールについて説明してほしい。
- 事務局 : 一通りの検討が済んだ後にまとめたものを環境審議会に送り、その後市民にも意見を求める。月 2 回の開催になるなど時間的に厳しくなるが、ご協力をお願いします。
- 委員長 : では、次回は 9 月 12 日(月)13 時より 15 時の開催とする。その次の第 7 回については、事務局で第 6 回の開催通知と資料送付の時に、日程調整の用紙を用意してほしい。今日はこの辺で終わります。